

# 2023年度から段階的に定年を延長へ！

賃金は60歳時の7割水準とするなど問題あり

公務員の定年延長法（国家公務員法・地方公務員法等の一部改正）が6月4日に成立しました。2023年度に60歳になる人から段階的に引き上げられ、2031年度には65歳定年が完成します。安心して働き続けられる定年延長制度の実現について考えてみます。

## 「定年延長」法が成立！

2023年度から国家公務員の定年引き上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられます。改正された法律の概要をみておきます。

- 定年を2年に1歳ずつ引き上げる。
- 60歳を超える職員の給料月額を、60歳前の7割水準に設定する。
- 60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- 「定年前再任用短時間勤務制」の導入  
60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を「定年前再任用短時間勤務制」という。
- 「暫定再任用制度」を設ける  
退職後65歳までの再任用制度を設ける。

## 定年延長制度の問題点は？

1. 61歳以降の賃金が7割へ引き下げられる。  
年齢を理由にした賃金引き下げは不当であり、定年前と同じ業務をせざるをえず、「同一労働同一賃金」の点からも問題である。
2. 60歳以前の給与水準が引き下げられる。  
60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、制度が完成する2031年度までに検討する。60歳以前の賃金を大幅に引き下げておく危険性がある。
3. 「定年前再任用短時間勤務制」や「暫定再任用制度」も現行の再任用制度と勤務条件は同じとされている。
4. 定年まで働き続けられる条件整備が示されていない。
5. 定年の段階的引き上げ期間では、隔年で定年退職者が発生しないため、新規採用が抑制される危険性がある。

これからも安心して働き続けられる職場をめざして、全教;兵庫教組は交渉します！

誕生年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
1961年度	60歳 定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
				再任用								
1962年度	59歳	60歳 定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
				再任用								
1963年度	58歳	59歳	60歳	61歳 定年	62歳	63歳	64歳	65歳				
					再任用							
1964年度	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年	63歳	64歳	65歳			
							再任用					
1965年度	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳	65歳		
									再任用			
1966年度	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳 再任用	
1967年度	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年

